

労務管理講習会

ハラスメントに係る相談対応について

～相談窓口の役割及び対応について～

企業の相談窓口でハラスメント等の相談を受けた場合には、速やかに調査を行った上で、事実認定・判断（評価）を行い、その内容に応じて懲戒処分や再発防止対策等を講じることが求められています。また、ハラスメント関連の法律の他、相談内容によっては公益通報者保護法に基づき適切に対応を行うことも必要となりますし、ハラスメントへの社会的な関心が高まっているため、相談対応に問題があれば、企業のイメージダウンにもつながりかねません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとにハラスメントに係る相談対応について説明いたします。

日時	令和7年1月28日（火） 14:00～16:00（開場・受付開始 13:30）		
会場	一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター（裏面地図参照）		
内容	<p>❖❖ 主な解説内容 ❖❖</p> <p>ハラスメントとは</p> <p>公益通報者保護法とは</p> <p>ハラスメント相談対応の実務と留意点</p>		
講師	弁護士 中山達夫氏（中山・男澤法律事務所）	定員	34名
参加費	<p>会員 5,500円 会員以外 7,700円（資料代含む、消費税免税事業者） 次の口座に1月21日（火）までにお振り込みください。 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 お申込み後の取り消しは1月21日までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご承ください。</p>		
申込方法 申込先	<p>裏面の申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。受講番号を付してFAXにて返送いたしますので、講習会当日受付にて受講番号をお申し出ください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 リアハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721</p>		
その他	この講習は、渋谷・三田・品川・大田・新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。		

「ハラスメントに係る相談対応について」

申込書 兼 受講票

令和7年1月28日（火） 14:00～16:00（受付開始13:30）

会員の別	○を付けてください。 渋谷・三田・品川・大田・新宿・その他	
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者	部署	TEL
	氏名	FAX
受講者	氏名（フリガナ）	整理番号
受講者	氏名（フリガナ）	整理番号

返送 FAX 番号：6416-3721

渋谷労働基準協会

- 注：◆本受講票を当日受付にて受講番号をお申し出ください。
◆個人情報、本研修のため以外に使用することはありません。

《会場案内図》

(一社)三田労働基準協会ビル

港区芝4-4-5
1F 研修センター

最寄駅

地下鉄三田駅
A9出口徒歩1分

JR 田町駅

三田（西口）徒歩8分

